

外国人留学生の受入れに関する取扱要綱

制 定 昭和60年11月22日

最終改正 平成30年 1月31日

この要綱は、学則第11条の規定に基づき、外国人留学生の受け入れに関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第1条 外国人留学生として入学を志願することができる者は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者（入学時までには修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定する準備教育課程等を修了した者で、次の各項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N2以上を受験した者
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験出題科目の「日本語」を受験した者

(出願の手続き)

第2条 外国人留学生として入学を志願する者は、指定する日までに次の出願書類を提出しなければならない。

- (1) 留学の目的、志願の理由、志願する学科及び学資の負担能力を記載した書類
- (2) 本邦に居住する身元保証人の承諾書
- (3) 日本語能力試験又は日本留学試験「日本語」の成績証明書
- (4) 履歴書（本学所定の様式）
- (5) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び成績証明書

(選抜の方法)

第3条 入学者の選抜は、書類の審査、小論文及び面接の結果を総合して判定する。なお、必要に応じて学力検査または、実技検査を行うことがある。

- 2 面接担当教員は当該学科長から指名された教員2名とする。
- 3 面接による調査事項は、人柄、日本語能力、学習意欲、学習及び生活指導に関することとする。

(合否の判定)

第4条 入試委員会の判定に基づき合格者を決定する。

(入学手続)

第5条 合格者は学生募集要項に基づき、入学手続きを完了しなければならない。

附則

この規程は、昭和60年11月22日から施行する。

附則

この規程は、平成12年6月9日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。